

## 「中小企業に対する時間外労働の上限規制の円滑な施行等」に係る要請書

青森県内においては、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行し、若者の県外流出もあって働く人の減少が続いており、多くの業界で人材不足が拡大する中、企業にとっては「働き方改革」による魅力ある職場づくりをして人材の確保・定着、業績の向上、利益増加という好循環をつくる必要があります。

昨年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」(以下「働き方改革関連法」という。)では、本年4月から、全ての企業における年次有給休暇の年5日の確実な取得、大企業における時間外労働の上限規制が施行されており、令和2年度からは中小企業に対する時間外労働の上限規制、大企業における同一労働同一賃金、令和3年度からは中小企業における同一労働同一賃金が順次施行されます。

「働き方改革」を実現するには、特に青森県のほぼ9割を占める中小企業・小規模事業者においても着実に実施することが不可欠であり、働き方改革関連法の内容とともに、関連する相談窓口、中小企業・小規模事業者支援策等の周知・浸透を図り、それらの活用等によりすべての企業が積極的に取り組むことが重要であります。

つきましては、特に令和2年4月1日から施行される中小企業に対する時間外労働の上限規制等働き方改革関連法及び支援策等下記に関する事項について、貴団体傘下の会員事業場に対する周知を図っていただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

### 記

- 1 令和2年4月1日から施行される中小企業に対する時間外労働の上限規制の内容
- 2 令和2年4月1日から施行される同一労働同一賃金の内容(パートタイム・有期雇用労働法の中小企業への適用は令和3年4月1日)
- 3 時間外労働等改善助成金、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等各種助成金の活用
- 4 青森働き方改革推進支援センターによる個別訪問支援制度の活用(説明会、事業場訪問等の際におけるリーフレットの配付による同制度の利用勧奨)

令和元年11月7日

一般社団法人青森県経営者協会  
会長 七尾 嘉信 殿

青森労働局長  
請園 清人

